

5. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について

(1) 令和5年度以降の所管について

婦人保護事業等を含め、困難な問題を抱える女性への支援については、現在、子ども家庭局家庭福祉課で所管しているところ、令和5年4月以降については、社会・援護局総務課女性支援室（新設）において所管することになるためご留意いただきたい。

(2) 令和5年度予算案における困難な問題を抱える女性への支援関係事業について (4. 資料1参照)

令和5年度予算案においては、困難女性支援新法の施行に向けて、以下のとおり必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いします。

① 婦人相談員活動強化事業について

婦人相談員の適切な処遇の確保に向けて、技能や経験に応じた更なる処遇改善を実施する。

② 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

都道府県基本計画等の策定や、婦人相談員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入を支援するための補助事業を創設するほか、婦人保護施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を支援することにより、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図る。

③ 民間団体支援強化・推進事業について

引き続き、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する。

④ 若年被害女性等支援事業について

引き続き、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチすることにより、若年女性の自立を推進する。

⑤ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

引き続き、婦人相談所等の都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営

への支援を行う。

また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の施設整備については、これまで、次世代育成支援対策施設整備交付金により行われていたところ、令和5年度以降については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により行われることになる。

具体的な申請スケジュールは別途お示しするが、年度当初の1回のみの受付となるためご留意いただきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者等への適切な支援について

新型コロナウイルスの感染症の影響等により、生活不安やストレスによるDV被害者等の増加、深刻化や、家庭関係の破綻や生活困窮等により住居を失った又は失う恐れのある女性が居場所の確保に窮することとなることが懸念されることから、DV被害者等からの電話や面談等による相談や、家庭から避難したDV被害者等を、婦人相談所一時保護所や民間シェルター等の一時保護委託契約施設において保護する場合は、引き続き、十分な感染防止対策を行った上で、関係機関等とも必要な連携を図りながら、相談対応から保護に至るまでの支援を継続的かつ迅速に実施されるようお願いする。

また、DV被害者等が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によりお示ししているとおり、被害者の負担軽減を図りつつ、迅速な一時保護委託契約施設における一時保護を開始されるよう重ねてお願いする。

(4) 困難女性支援新法の施行について

① 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議について

困難女性支援新法の施行に向け、困難な問題を抱える女性に対する支援の具体的な在り方について検討することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」を開催している。既に政省令や「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針」案がパブリックコメントに付されており、年度内に交付予定である。

本有識者会議における資料や議事録については、厚生労働省ホームペ

ージに掲載しているため、ご確認いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28829.html

(参考) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220327&Mode=0>

② 都道府県基本計画等の策定について

困難女性支援新法では、都道府県は、国が定める基本方針に即して、都道府県基本計画を定めるとともに、市町村についても同様に、市町村計画を定めるよう努力するものとされている。そのため、都道府県等は令和5年度中に、都道府県基本計画を定めていただくとともに、管内市町村に対し可能な限り市町村計画を定めるように努めていただくよう、働きかけていただきたい。

国が定める基本方針については、現在有識者会議で議論しているところであるが、都道府県等における基本計画の策定にあたっては、令和5年度予算案に盛り込んでいる「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」が活用可能であるため、積極的にご活用いただきたい。

③ 婦人相談員の配置について

困難女性支援新法では、女性相談支援員（現：婦人相談員）について、市町村における配置が努力義務とされている。令和5年度予算案では、「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」として、婦人相談員等の専門職の採用活動に活用可能な補助メニューを盛り込んでいるため、積極的に活用いただきたい。

また、婦人相談員については、一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の加算を新設することとしているため、婦人相談員を配置する自治体におかれては、婦人相談員が担う役割の重要性、専門性を十分考慮した上で、処遇の確保を図られたい。

なお、婦人相談員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。また、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水

準の決定等に当たっては、

ア 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。

イ 財政上の制約を理由として、期末手当の支給を抑制しないこと。について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。

④ 困難女性支援新法の施行に向けて

困難女性支援新法は令和6年4月に施行予定であり、基本計画の策定に加え、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設に見直されることへの対応や支援調整会議の設置に努めていただくなど、都道府県等におかれては施行に向けた準備をお願いするとともに、管内市町村に対し、同様に準備を進めていただくよう働きかけていただきたい。

⑤ 児童相談所との困難女性支援法の施行も踏まえた一時保護等の連携について

虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要がある。

そのため、婦人相談所で、こうした未成年の一時保護（一時保護委託等を含む。）を要すると判断される場合には、児童相談所と適切に連携する体制の確保をお願いする

また、婦人相談所においては、児童福祉法又は困難女性支援新法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法について、児童相談所と調整しておくようお願いする。なお、本取り扱いについては、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針」でも規定予定であり、パブリックコメントに出している基本方針案のP22等にも記載されている。

併せて、児童相談所にも同様の依頼を行っていることを申し添える。
(2. 児童虐待防止対策の強化について (8) 参照)

(参考) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220327&Mode=0>

(5) 関係機関等との連携等について

① 児童虐待対応との連携について

DVが起きている家庭では、こどもへの虐待が同時に起きている場合があることから、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ婦人相談所がこどもへの虐待に関する情報や相談を受けた場合には、こどもの安全確保の観点から、一時保護を勧奨し、母子を同時に保護することが望ましい。また、一時保護をする場合は、必ず児童相談所に情報提供し、こどもの心理的ケアなどについて児童相談所と緊密に連携を図りながら、適切な支援を確保するよう徹底をお願いする。

また、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、こどもへの対応について児童相談所と適切に連携するよう特段の配慮をお願いする。（「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について（平成31年2月28日府共第154号・子発0228第5号内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長連盟通知）参照）

なお、児童虐待対応との連携に際しては、「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」（婦人相談所において、DV被害者等が同伴するこどもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置するための費用を補助するもの。）を積極的に活用いただき、適切な支援体制を確保するようお願いする。

また、「困難な問題を抱える女性支援ネットワーク事業」を活用し、児童相談所、ワンストップ支援センター等の関係機関との情報交換や支援内容を協議できるようなネットワーク構築（支援調整会議）を推進することで、より一層の連携・協働を図っていただきたい。

② ギャンブル等依存症対策について

ギャンブル等依存症を有する者への対応においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応するようお願いする。

(6) 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

(資料2参照)

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、他の婦人保護施設では保護及び自立に向けた支援が極めて困難な者を受け入れている。

本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる生活指導や職業

指導等の自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

なお、本施設については、令和4年度末から令和5年度にかけて、本体施設の改築を行い、令和6年度から新施設での運用を予定している。改築期間においても引き続き、入所者の支援及び新規入所者の受付は継続していくこととしている。令和6年度以降に発生する整備費の自治体負担の方法について、改めて通知する予定なので、ご留意いただきたい。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

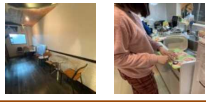
女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

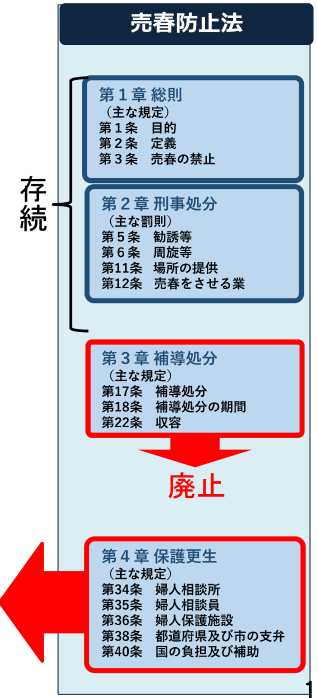
民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う
*支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う
*必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助(※民間団体に対する補助も明記)

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

雇 児 発 0 3 3 0 第 9 号
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護施設長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を別添のとおり定めただけで通知する。

なお、本通知により「婦人保護施設長期収容施設の運営について」は廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

婦人保護長期入所施設運営要領

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものである。次、次の施設をいうものとする。

名 称 かにた婦人の村
所在地

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

（1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要がある者を除く。

（2）身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

（1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

（2）入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見をも十分聴取すること。

また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たっては、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいけない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

（3）入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支援

（1）婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

（2）入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

（3）入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

（1）要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

（2）施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費

（1）婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

（2）入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

委託契約書 (例)

〇〇〇〇(以下「甲」という。)と社会福祉法人ベネスタ奉仕女母の家(以下「乙」という。)とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かいた婦人の村(所在地■■■■■■■■■■)」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

- (1)生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。
- (2)入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

(経費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受ける時は、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(報告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙

印

印

厚生労働省発社援※第※号
令和 5 年 ※ 月 ※ 日

各 都 道 府 県 知 事
市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働事務次官

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、困難な問題を抱える女性支援推進等事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。

(1) 直接補助事業

- ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県及び市（特別区を含む。）が行う婦人相談員活動強化事業
- イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業
 - (ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業
 - (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
 - (ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
 - (エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
 - (オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
 - (カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養

- 成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業
- (ケ) 令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業
- (コ) 平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業
- (サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業
- (シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童学習支援事業
- (ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業
- ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市（特別区を含む。）が行うDV被害者等自立生活援助事業
- エ 令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市（特別区を含む。）が行う若年被害女性等支援事業
- オ 令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」に基づき、婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業
- カ 令和4年3月29日子発0329第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「民間団体支援強化・推進事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う民間団体支援強化・推進事業
- キ 令和5年●月●日社援発●第●号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
- ク 令和5年●月●日社援発●第●号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び指定都市が行う婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業

ケ 令和5年●月●日社援発●第●号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「婦人相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が行う婦人相談所等におけるICT化推進事業

(2) 間接補助事業

ア 令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、民間団体等が行う若年被害女性等支援事業に対し、都道府県及び市（特別区を含む。）が補助する事業

イ 令和5年●月●日社援発●第●号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業実施要綱」に基づき、民間団体等が行う困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業に対し、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が補助する事業

ウ 令和5年●月●日社援発●第●号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施要綱」に基づき、民間団体等が行う婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業に対し、都道府県及び指定都市が補助する事業

エ 令和5年●月●日社援発●第●号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「婦人相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、民間団体等が行う婦人相談所等におけるICT化推進事業に対し、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

(1) 3の(1)の事業

ア 別表の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(2)の事業

(1)のAに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大

臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 都道府県及び市（特別区を含む。）は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県又は市（特別区を含む。）は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事（市の場合は「市長」、特別区の場合は「特別区長」）」と、「国庫」とあるのは「都道府県（市の場合は「市」、特別区の場合は「特別区」）」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事（市の場合は「市長」、特別区の場合は「特別区長」）の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事（市の場合は「市長」、特別区の場合は「特別区長」）が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記以外の場合
別紙様式第3による申請書及び関係書類を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (2) 上記以外の場合
別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算し

て1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
困難な問題を抱える女性支援推進等事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>ア 基本額</p> <p>1人当たり月額 153,900円</p> <p>ただし、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(令和5年〇月〇日〇発※第※号)に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、月額 197,700円とする。</p> <p>※1 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。 (例) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間に乗じて金額を算出</p> <p>※2 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼務している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること。 (例) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出。</p> <p>※3 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数や勤務時間に基づき算出した割合を、上記の金額に乗じて算出すること</p> <p>※4 上記により算出した金額に、1月当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>イ 経験年数加算 (ア) 経験年数が3年以上10年未満の婦人相談員 1人当たり月額 3,500円×(経験年数-2) より算出された額 ただし、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(令和5年〇月〇日〇発※第※号)に定めるところにより一定の研修を修了した者については、月額 4,500円×(経験年数-2)により算出された額とする。</p> <p>(イ) 経験年数が10年以上の婦人相談員 1人当たり月額 35,000円 ただし、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(令和5年〇月〇日〇発※第※号)に定めるところにより一定の研修を修了した者については、月額 45,000円とする。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金、共済費、扶助費</p>	1/2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		<p>※1 年度の途中から経験年数加算を適用する場合は、適用月時点の経験年数に応じて加算額を算出すること。</p> <p>※2 上記により算出した金額に、1月当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ウ 期末手当加算 1人当たり年額 392,440円 ただし、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(令和5年〇月〇日〇発※第※号)に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、年額 504,130円とする。</p> <p>※1 婦人相談員を年度の中途において任免したとき、当該年度の在職期間に基づき算出した割合を、上記の金額に乗じて算出すること。</p> <p>※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 統括婦人相談員加算 「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(令和5年〇月〇日〇発※第※号)に基づき統括婦人相談員を配置する場合 1人当たり月額 40,000円</p> <p>(3) 主任婦人相談員加算 「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(令和5年〇月〇日〇発※第※号)に基づき主任婦人相談員を配置する場合 1人当たり月額 5,000円</p> <p>(4) 婦人相談員活動費 ア 都道府県の場合 1人当たり年額 60,000円 ※ 婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p> <p>イ 市(特別区含む)の場合 1人当たり年額 51,000円 ※ 婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p> <p>ウ 婦人相談員が国、地方公共団体等が実施する各種研修に受講した場合に係る旅費 1人当たり年額 46,360円</p> <p>エ 婦人相談員の研修派遣中の代替職員を配置した場合の代替職員雇上費</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		1 自治体当たり年額 238,080 円		
	売春防止活動・DV対策機能強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護啓発活動事業</p> <p>ア A型(東京・大阪)</p> <p>1 自治体当たり年額 671,000 円</p> <p>イ B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄)</p> <p>1 自治体当たり年額 479,000 円</p> <p>ウ C型(その他の県)</p> <p>1 自治体当たり年額 383,000 円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>ア 対象者5人以上10人未満</p> <p>1 か所当たり年額 947,000 円</p> <p>イ 対象者10人以上</p> <p>1 か所当たり年額 1,894,000 円</p> <p>10人を超えた対象者1人につき 157,200 円を乗じて加算し、算出した額とすること。</p> <p>ウ 集いの場の提供支援</p> <p>1 か所当たり年額 425,000 円</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>ア 休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>1 自治体当たり月額 143,840 円</p> <p>イ 休日夜間部分実施</p> <p>18時～9時 1 自治体当たり月額 287,680 円</p> <p>18時～22時 1 自治体当たり月額 35,960 円</p> <p>18時～20時 1 自治体当たり月額 17,980 円</p> <p>ウ 平日夜間部分実施</p> <p>18時～9時 1 自治体当たり月額 617,520 円</p> <p>18時～22時 1 自治体当たり月額 77,190 円</p> <p>18時～20時 1 自治体当たり月額 38,600 円</p>	<p>婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、補助金、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、給料、職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、補助金、共済費、扶助費</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、委託料、補助金、共済費、扶助費</p>	1 / 2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		<p>(2) 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 1 自治体当たり年額 800,800 円</p> <p>(3) 婦人相談所等職員への専門研修事業 次のア～ウのいずれか1つを選択する。 ア 研修を年1回開催する場合 1 自治体当たり年額 87,070 円 イ 研修を年2回開催する場合 1 自治体当たり年額 174,140 円 ウ 研修を年3回以上開催する場合 1 自治体当たり年額 261,210 円</p> <p>(4) 専門通訳者養成研修事業 1 自治体当たり年額 666,290 円</p> <p>(5) 法的対応機能強化事業 1 自治体当たり年額 769,080 円</p> <p>(6) 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 1 自治体当たり年額 5,866,000 円 ※1 配置期間が1年に満たない場合は、 5,866,000 円×配置月数/12 に算出した額とする。 ※2 上記により算出した金額に、10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、委託料、使用料及び賃借料、補助金</p> <p>婦人相談所等職員への専門研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、委託料、使用料及び賃借料、補助金</p> <p>専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、賃金、補助金</p> <p>法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、補助金</p> <p>婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、共済費、委託料、補</p>	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		<p>(7) 婦人相談所 SNS 等相談支援事業 1 か所当たり年額 40,759,000 円</p> <p>(8) 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業 1 か所当たり年額 580,000 円</p> <p>(9) DV 対応・児童虐待対応連携強化事業 1 か所当たり年額 6,251,000 円</p>	<p>助金、扶助費</p> <p>婦人相談所 SNS 相談支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等 (ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、共済費、扶助費</p> <p>婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業に必要な報酬、給与、賃金、職員手当等 (ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、共済費、委託料、補助金、扶助費</p> <p>DV 対応・児童虐待対応連携強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費等)、備品購入費、</p>	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		<p>(10) 同伴児童学習支援事業</p> <p>ア 基本分 婦人相談所一時保護所 1 か所当たり年額 1,635,000 円</p> <p>イ 加算分 婦人相談所一時保護所 1 か所当たり年額 2,518,000 円</p> <p>※ 加算分は、自治体や教育機関への連絡調整等を行う場合に適用する。</p> <p>(11) 同伴児童通学支援事業 一時保護委託施設 1 か所当たり年額 1,934,000 円</p>	<p>共済費、委託料、補助金、扶助費</p> <p>同伴児童学習支援事業に必要な報酬、給与、賃金、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、共済費、委託料、補助金、扶助費</p> <p>同伴児童通学支援事業に必要な給与、報酬、賃金、職員手当等、共済費、扶助費</p>	
	DV被害者等自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 DV被害者等自立生活援助事業 1 か所当たり年額 4,622,000 円</p>	<p>事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、補助金、扶助費</p>	1 / 2
	若年被害女性等支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 必須事業として次の事業を実施</p> <p>(1) アウトリーチ支援（①夜間見回り等）</p> <p>(2) 関係機関連携会議の設置 上記（1）、（2）の事業を実施 1 か所当たり 年額 11,340,000 円</p> <p>(3) 加算分として次の事業を実施 アウトリーチ支援（②相談及び面談） 1 か所当たり 年額 6,252,000 円</p>	<p>若年被害者等支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるも</p>	<p>1 / 2</p> <p>（間接補助事業の場合は 2 / 3）</p>

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		2 任意事業として次の事業を実施した場合 (1) 居場所の提供に関する支援 1 か所当たり 年額 20,626,000 円 (2) 自立支援 1 か所当たり 年額 7,423,000 円	のに限る)、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費、補助金	
	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業	次により算出された額の合計額 1 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業 1 自治体当たり年額 8,718,000 円	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、 任期付短時間職員及び再任用短時間職員 へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費(通信運搬費等)、備品購入費、共済費、委託料、補助金、扶助費	10/10
	民間団体支援強化・推進事業	次により算出された額の合計額 1 民間団体支援推進事業 1 自治体当たり年額 3,202,000 円 2 民間団体育成事業 1 自治体当たり年額 1,253,000 円 3 民間団体立ち上げ支援事業 1 自治体当たり年額 6,930,000 円	民間団体支援強化・推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、 任期付短時間職員及び再任用短時間職員 へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費(通信運搬費等)、備品購入費、委託料、補助金、共済費	1 / 2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 都道府県基本計画等策定事業 1 自治体当たり年額 2,647,000 円</p> <p>2 婦人相談員等専門職採用促進事業 1 自治体当たり年額 2,766,000 円</p> <p>3 ICT導入支援事業 1 自治体当たり年額 1,320,000 円 民間団体が行う場合は、1 団体当たり年額 1,386,000 円とする。</p> <p>4 生活向上のための環境改善事業 (1) 入所者等の生活環境改善事業 1 か所当たり 8,000,000 円 (2) 地域生活移行支援施設開設支援事業 1 か所当たり 8,000,000 円 (3) 耐震物件への移転支援事業 1 か所当たり 8,000,000 円</p> <p>5 身元保証人確保対策事業 (1) 就職時の身元保証 保険対象者 1 人当たり 10,560 円 (2) アパート等の賃借時の連帯保証 保険対象者 1 人当たり 19,152 円 (3) 大学等入学時の身元保証 保険対象者 1 人当たり 10,560 円 (4) 入院時の身元保証 保険対象者 1 人当たり 2,400 円</p> <p>6 職員の資質向上のための研修事業 (1) 短期研修(送り出し施設) ① 宿泊あり 1 人当たり 133,000 円 ② 宿泊なし 1 人当たり 73,000 円 (2) 長期研修 ① 送り出し施設 1 人当たり 1,052,000 円 ② 受入施設 1 人当たり 216,000 円 (3) 調整機関事務費加算 1 自治体当たり 2,992,000 円</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等(ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費(通信運搬費等)、備品購入費、改修費、設備整備費、保険料、使用料及び賃借料、委託料、補助金、共済費</p>	<p>1/2</p> <p>間接補助事業の場合は 2/3</p>

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
困難な問題を抱える女性支援推進等事業 (本省繰越分)	婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (本省繰越分)	次により算出された額の合計額 1 婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (1) 婦人保護施設等の業務継続実施支援事業 1 か所当たり 1,000,000 円(※) (2) 緊急時に備えた施設の支援体制整備事業 1 自治体当たり 13,308,000 円 ※ 基準額について、都道府県知事が必要と認める場合は、管内の対象施設等の基準額の総和の範囲内で施設等ごとの基準額を調整することができる。	婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費及び賃借料等	1 / 2 間接補助事業の場合は 2 / 3
	婦人相談所等における ICT 化推進事業 (本省繰越分)	次により算出された額の合計額 1 婦人相談所等における ICT 化推進事業 1 か所又は 1 自治体当たり 1,000,000 円	婦人相談所等における ICT 化推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1 / 2 間接補助事業の場合は 2 / 3

(参考)「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」新旧対照表

新	旧
<p><u>各都道府県民生主管部(局)長殿</u></p> <p>厚生労働省社会援護局〇〇課長 (P)</p> <p>婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて</p> <p>婦人相談員手当の国庫補助については、<u>令和5年4月1日</u>から次のとおり取り扱うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p><u>また、本通知の施行に伴い、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」(平成30年5月28日子家発0528第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)は廃止する。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p><u>子家発0528第1号</u> <u>平成30年5月28日</u></p> <p><u>各都道府県民生主管部(局)長殿</u></p> <p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長</p> <p>婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて</p> <p><u>児童虐待・DV対策等総合支援事業の婦人相談員活動強化事業における婦人相談員手当の国庫補助については、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」(平成19年12月3日厚生労働省発雇第120301号)により行われているところであるが、同通知別表に定める婦人相談員手当の国庫補助基準額の「一定の研修を修了した者」(以下「研修受講者」という。)については、平成30年4月1日</u> <u>から次のとおり取り扱うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</u></p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p><u>1 対象者</u> <u>本国庫補助の対象者は、都道府県及び市（特別区含む）において、任期付短時間職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等として勤務する婦人相談員とする。</u></p> <p><u>2 基本額について</u> (1) <u>基本額のうち「研修を修了した者」の基本額を適用する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する研修を受講した者とする。</u> ① 国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」 ② 地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修 (2) 地方自治体又は関係団体が実施する研修については、以下に例示する研修内容（カリキュラム）等を参考に、婦人相談員の質の向上を図る目的で行われる研修であって婦人相談員を委嘱する都道府県又は市が認めた研修とする。 ① 法制度・施策の理解について 婦人保護事業に関連する法制度の改正状況や課題の把握、関連施策の状況等 ② 相談対応、支援技術・支援実務の習得について 困難性の高い相談に対する相談対応技術や二次的被害の防止、事例検討等 ③ 関係機関との連携について 支援に必要な社会資源の把握や関係機関とのネットワークの構築等</p> <p><u>(3) 令和4年度末までに2 (1) の①又は②の研修を受講している者</u></p>	<p>(新規)</p> <p><u>1 研修受講者について</u> (1) <u>対象となる研修受講者については、以下の①又は②のいずれかに該当する研修を受講した者とする。</u> ① 国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」 ② 地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修 (2) 地方自治体又は関係団体が実施する研修については、以下に例示する研修内容（カリキュラム）等を参考に、婦人相談員の質の向上を図る目的で行われる研修であって婦人相談員を委嘱する都道府県又は市が認めた研修とする。 ① 法制度・施策の理解について 婦人保護事業に関連する法制度の改正状況や課題の把握、関連施策の状況等 ② 相談対応、支援技術・支援実務の習得について 困難性の高い相談に対する相談対応技術や二次的被害の防止、事例検討等 ③ 関係機関との連携について 支援に必要な社会資源の把握や関係機関とのネットワークの構築等</p> <p><u>2 留意事項</u> (1) <u>平成29年度末までに1の①又は②の研修を受講している者につ</u></p>

新	旧
<p>については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修受講者として取り扱うことができる。</p> <p><u>(4) 令和5年度以降に2(1)の①又は②の研修を受講した者については、研修修了日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属する月)から「研修を修了した者」の基準額を適用する。</u></p> <p><u>(5) 「研修を修了した者」の基準額を適用する者については、定期的な研修受講等を通じて、継続的に支援のための能力向上に努めること。</u></p> <p>3 <u>経験年数加算について</u></p> <p><u>(1) 経験年数については、現に勤務している自治体における経験年数のみではなく、他の自治体において婦人相談員として勤務した年数も合算して算出すること。</u></p> <p><u>(2) 経験年数加算のうち「研修を修了した者」の基準額を適用する者は、2(1)～(3)及び(5)によるものとする。</u></p> <p>4 <u>期末手当について</u></p> <p><u>期末手当のうち「研修を修了した者」の基準額を適用する者は、2(1)～(3)及び(5)によるものとする。</u></p> <p>5 <u>統括婦人相談員加算及び主任婦人相談員加算について</u></p> <p><u>(1) 統括婦人相談員は、概ね5年以上の経験年数を有し、別に定める研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</u></p> <p><u>(2) 主任婦人相談員は、概ね3年以上の経験年数を有し、別に定める</u></p>	<p>いては、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修受講者として取り扱うことができる。</p> <p>(2) <u>平成30年度以降に1の①又は②の研修を受講した場合は、研修修了日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属する月)から適用する。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>(3) 統括婦人相談員は、困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の婦人相談員等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境作り等を担うものとする。</p> <p>(4) 主任婦人相談員は研修を受講した各分野（若年女性支援、就業支援、障害福祉など）におけるスーパーバイズ等を担う者とする。</p> <p>(5) 統括婦人相談員加算及び主任婦人相談員加算の対象となる者の上限は以下の①及び②により算出される人数とする。</p> <p>なお、統括婦人相談員と主任婦人相談員を兼務する場合は、統括婦人相談員加算のみ適用するものとする。</p> <p>① 統括婦人相談員：当該自治体に配置される婦人相談員数×0.1 （小数点以下切り上げ）</p> <p>② 主任婦人相談員：当該自治体に配置される婦人相談員数×0.3 （小数点以下切り上げ）</p> <p>(6) (1) 及び (2) において、令和10年度までは研修に係る要件は課さないものとし、令和10年度以降については、職員の研修の受講状況等を踏まえ決定することとする。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 本国庫補助を活用する婦人相談員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任となるよう留意することとする。</p> <p>また、婦人相談員が非正規職員であってもその役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p>用、他部署連携等について、十分に配慮するものとする。</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員の給与水準の決定等に当たっては、以下について十分に留意し、適切に決定すること。</u></p> <p>① <u>地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。</u></p> <p>② <u>単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることは、制度の趣旨に沿わないものであること。</u></p> <p>(3) <u>5に定める「別に定める研修」については、令和5年度中に研修カリキュラムを策定する予定であり、「別に定める研修を修了している者」については、地方自治体等が実施する当該カリキュラムの内容を満たす研修を修了している者とする。</u></p>	

(案)

参考資料 3

社 援 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)(以下「法律」という。)が成立したところ。

今般、法律の円滑な施行に向け、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和5年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

第1 目的

都道府県基本計画等の策定や、婦人相談員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入及び婦人保護施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を行うことで、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図ることを目的とする。

第2 実施主体等

1 第3の1～第3の3に定める事業

実施主体は、都道府県、市町村（特別区含む）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、第3の3に定める事業については、都道府県等が、事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に事業の全部又は一部を委託等して実施することができるものとする。

2 第3の4及び第3の6に定める事業

実施主体は、都道府県、指定都市とする。

なお、都道府県又は指定都市が、事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に事業の全部又は一部を委託等して実施することができるものとする。

3 第3の5に定める事業

実施主体は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村とする。

なお、運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

第3 事業内容

1 都道府県基本計画等策定事業

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第8条に定める「都道府県基本計画」及び「市町村基本計画」（以下「都道府県計画等」という。）の策定に必要なニーズ調査や検討会の運営等を行う事業。

(2) 都道府県計画等の策定にあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」令和※年※月※日厚生労働省告示第※号（以下「基本方針」という。）に基づき策定するものとする。

(3) 本事業は、令和5年度限りのものであることに留意すること。

2 婦人相談員等専門職採用促進事業

(1) 困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保に必要なセミナーや、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等を行う事業。

(2) 婦人相談員の採用に当たっては、基本方針に基づき、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意するものとする。

また、婦人相談員が、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや支援ツールの利用、他部署連携等について十分に配慮するものとする。

3 ICT導入支援事業

(1) 相談支援体制の構築・強化を図るため、次に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護所（以下「婦人保護施設等」という。）及び「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、若年被害女性等支援事業の委託を受けている民間団体等の負担軽減に資するものとする。

ア テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整、見回りなどを行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等

イ データベースの活用による困難な問題を抱える女性の情報共有やペーパーレス化

ウ 各種手続の電子化

エ その他、ICT機器等の活用による相談支援体制の構築・強化及び民間団体等との連携強化に資する取組

(2) 本事業は、都道府県等が実施又は取組を実施する民間実施事業者等に対して都道府県等が補助することにより実施するものとする。

(3) 業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、職員の処遇の改善や入所者等の支援強化の取組に充てるものとする。

(4) ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うものとする。

(5) 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

4 生活向上のための環境改善事業

次の(1)～(3)の事業を補助対象とする。ただし、災害等やむを得ない事情による場合を除き、原則1施設等につき1回限りの補助対象とする。

(1) 入所者等の生活環境改善事業

婦人保護施設等において、入所者等（同伴児童を含む。）の生活向上を図るため、老朽化したベッド、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を

行う事業。

(2) 地域生活移行支援施設開設支援事業

婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。

(3) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。

5 身元保証人確保対策事業

(1) 婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所に入所中又は退所した女性に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全社協が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

(2) 本事業の実施に当たっては、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に定める事業と一体的に全社協において運営するものとする。

(3) 本事業の対象となる女性は、次に掲げるものとする。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者

イ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第3項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで5年以内の者

(4) 本事業の対象となる被保証人は、(3)に掲げる女性であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

ア 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。

イ 父母等に心身の障害がある。

ウ 父母等が経済的に困窮している。

エ 配偶者からの暴力等の理由により配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

(5) 本事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

ア 婦人保護施設

施設長、施設の設置（又は経営）主体の代表者、保護をした婦人相談所の所長又はその他都道府県又は指定都市が適当と認めた者

イ 婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）

婦人相談所の所長又はその他都道府県又は指定都市が適当と認めた者

(6) 本事業の対象となる保証範囲は、次に掲げるものとする。

ア 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

イ アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

- ① 家賃もしくは賃貸料および共益費の支払い
- ② 賃貸住宅等の修理又は原状回復の費用の支払い
- ③ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
- ④ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

ウ 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により、当該医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

(7) 本事業における保証期間は、次のとおりとする。

ア 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。

ただし、都道府県又は指定都市が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。

イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。

ただし、都道府県又は指定都市が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

ウ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。

ただし、都道府県又は指定都市が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。

(8) 本事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

ア 就職時・入院時の身元保証 200万円

イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円

ウ 大学、高等学校など教育機関入学時・入院時の身元保証 200万円

(9) 本事業における保証料は、次に掲げるものとする。

ア 就職時の身元保証

年間保証料 12,960円（月額 1,080円）

うち基本保証分 年間保証料 10,560円（月額 880円）

うち入院時保証分 年間保証料 2,400円（月額 200円）

- イ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証
年間保証料 19,152 円（月額 1,596 円）
 - ウ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証
年間保証料 12,960 円（月額 1,080 円）
うち基本保証分 年間保証料 10,560 円（月額 880 円）
うち入院時保証分 年間保証料 2,400 円（月額 200 円）
- (10) 全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。
- ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。
- ア 被保証人が死亡したとき。
 - イ 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
 - ウ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
 - エ その他、特にやむを得ない事由があると認められるとき。
- (11) 本事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。
- なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。
- (12) 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。
- なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

6 職員の資質向上のための研修事業

- (1) 婦人保護施設等においては、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、困難な問題を抱える女性に対するケアの充実を図り、職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。
 - (2) 本事業の実施に当たっては、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業の実施について」（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙 1 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に定める事業と一体的に実施するものとする。
 - (3) 本事業の対象施設は次に掲げる「送り出し施設」及び「受入施設」をいい、対象者は婦人保護施設等の職員とする。
- なお、「送り出し施設」とは研修に職員を派遣する施設をいい、「受入施設」とは長期研修の際「送り出し施設」の職員を実践研修先として受け入れる施設をいう。
- ア 送り出し施設
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、児童家庭支援センター、婦人保護施設等

イ 受入施設

「(1) 送り出し施設」にある施設のほか都道府県が適当と認める施設（障害児入所施設等）

(4) 本事業の対象とする研修は次に掲げるものとする。

ア 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所者等に対するケアの充実を図ること。

おおむね3～4日程度の宿泊研修とするが、地域の実情に応じて通いの研修も短期研修の対象として差し支えないこと。

イ 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、婦人保護施設等の職員を障害児入所施設や、母子生活支援施設等において専門性を共有するための実践研修を行うこと。

都道府県に1か所研修調整機関を設け、長期研修の円滑な実施を図ること。

(5) 都道府県は婦人保護施設等に対して、(3)に定める職員の各種研修への参加を支援すること。

(6) 長期研修については、研修コーディネーターを配置し、以下の研修調整機関事務を行うこと。

ア 研修希望者の登録

イ 研修受入可能人数等の登録

ウ 受入施設及び送り出し施設における受入（送り出し）の時期・期間・人数等の調整

エ 受入施設及び送り出し施設の勤務条件等の確認

オ 代替職員のあっせん・費用の交付

カ 研修に伴う旅費等の支給

キ その他研修調整機関事務として必要な業務

第4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

社 援 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業
の実施について

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策の徹底を図りながら、婦人保護施設等における業務を継続的に実施していくための支援を行い、婦人保護施設等の入所者等に対する適切な処遇の確保と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和5年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

婦人保護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業実施要綱

第1 目的

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止対策の徹底を図りながら、婦人保護施設等における業務を継続的に実施していくために支援を行い婦人保護施設等の入所者等に対する適切な処遇の確保と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。

第2 実施主体

都道府県、指定都市とする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県が適当と認めた者へ委託等することも可能とする。

第3 対象施設・事業所等

婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）

第4 事業内容

(1) 婦人保護施設等の業務継続実施支援事業

対象施設・事業所等において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費を支援する

【必要な経費の例】

- i 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
- ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- ii 感染拡大防止を図るためのマスク・消毒液等の衛生用品や物品等の購入
- iii 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し費用

※ 実費相当額を上限

(2) 緊急時に備えた施設の支援体制整備事業

対象施設等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、当該施設等のみでの対応が困難になることが想定されるため、平時より、保健所や医療機関、施設等の関係機関と連携し、感染者等が発生した対象施設等を支援する体制整備を行うコーディネーター（看護師等）の配置等や、応援体制の確保を行う。

第5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

(案)

社 援 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

婦人相談所等におけるICT化推進事業の実施について

婦人相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図るため別紙のとおり実施要綱を定め、令和5年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

別紙

婦人相談所等におけるICT化推進事業実施要綱

1 事業の目的

婦人相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

3 実施事業者等

都道府県等、婦人相談所、婦人相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体

4 事業内容

相談支援体制の構築・強化を図るため、次の（１）に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により婦人相談所等の負担軽減に資するものとする。

（１）相談支援体制の構築・強化を図るための取組

- ① テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行う際のテレビ会議の活用、安全確認等を行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等の環境整備
- ② 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設
- ③ その他、ICT機器等の活用により新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組

（２）実施方法

都道府県等が実施又は取組を実施する民間事業者等に対して都道府県等が補助することにより実施するものとする。

5 留意事項

- ① 業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、職員の処遇の改善や子どもや家庭への対応の強化の取組に充てること。
- ② ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 報告

実施内容について、別に定める日までに別紙により厚生労働省社会・援護局に報告すること。

なお、報告内容については、とりまとめの上、公表する場合があることについて留意すること。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

年度婦人相談所等におけるICT化推進事業
実施状況報告書

自治体名： _____

施設種別等	施設等名	導入した ICT 機器等	事業内容	事業実施による効果 ※ 残業時間の縮減、相談支援等への対応時間の増加等 可能な限り定量的に記載すること。